

2024年1月24日

各位

会社名 株式会社アシックス 代表者名代表取締役会長CEO 廣田 康人 (コード番号:7936 東証プライム) 問合せ先常務執行役員CAO 堀込 岳史 TEL. (078)303-6888

譲渡制限付株式報酬制度の内容改定に関するお知らせ

当社は、2024年1月24日開催の当社取締役会において、役員報酬制度の見直しを行い、 譲渡制限付株式報酬制度(以下、「本制度」という)の内容改定を決議し、本制度に関する 議案を2024年3月22日開催予定の当社第70回定時株主総会(以下、「本株主総会」とい う)に付議することといたしましたので、下記のとおり、お知らせいたします。

記

1. 本制度の内容改定の目的等

(1) 本制度の内容改定の目的

当社は、当社の取締役(監査等委員である取締役および社外取締役を除く。)が、株主の皆様との利益を共有し、会社の持続的な成長と企業価値の向上に対するインセンティブとする目的をより一層高めるため、現行の本制度の内容を見直すことといたしました。

(2) 本制度の内容改定条件

本制度は、当社の取締役(監査等委員である取締役および社外取締役を除く。)に対して譲渡制限付株式の割当てのために金銭報酬債権を報酬として支給することとなるため、本制度の内容改定は、本株主総会において、かかる報酬を支給することにつき株主の皆様のご承認を得られることを条件といたします。なお、2020年3月27日開催の当社第66回定時株主総会において、当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬額は年額8億円以内(うち社外取締役分年額1億円以内)として、また、上記の取締役の報酬等の額の範囲内にて、取締役(監査等委員である取締役および社外取締役を除く。)に対する譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権額の総額を設定することとして、それぞれご承認いただいております。本株主総会では、当社における取締役の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案いたしまして、当社の取締役(監査等委員である取締役および社外取締役を除く。)に対して、各事業年度を業績評価期間として、当該業績評価期間における数値目標の達成度合いに応じた数の譲渡制限付株式(以下、「業績連動型譲渡制限付株式」という)を割り当てるための報酬等として、上記の取締役の報酬等の額の範囲内にて、業績連動型譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を設定することにつき、株主の皆様にご承認をお願いする予定です。

2. 本制度の内容改定の概要

現行の本制度においては、譲渡制限付株式を先に割り当てた上で、同株式の割当てを受けた日の属する事業年度の業績(連結の売上高・営業利益率等)の達成度に応じて、譲渡制限期間(割当後3年間)が満了した時点をもって譲渡制限を解除する株式数を決定していますが、本制度の内容改定後は、各事業年度の業績(連結の売上高・営業利益率等)の達成度に応じて、事後的に業績連動型譲渡制限付株式を割り当てた上で、同株式の割当てを受けた日

より当社及び当社子会社の取締役、執行役員及び従業員のいずれの地位からも退任又は退職するまでの間を譲渡制限期間とし、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除することといたします。

3. 改定後の本制度の内容

(1) 業績連動型譲渡制限付株式の割当て及び払込み

当社は、各事業年度を業績評価期間(以下、「対象期間」という)として、当社の取締役(監査等委員である取締役および社外取締役を除く。)に対し、当該対象期間に係る当社の連結の売上高及び営業利益率等の業績その他の当社取締役会が定める指標の達成度に応じて、業績連動型譲渡制限付株式に関する報酬として上記の年額の範囲内で金銭報酬債権を支給し、各取締役は、当該金銭報酬債権を現物出資の方法で給付すること等により、業績連動型譲渡制限付株式の割当てを受けます。そのため、対象期間の開始時点では各取締役に対して金銭報酬債権を支給するか否か、および交付する株式の数(以下、「交付株式数」という)は確定していません。

なお、業績連動型譲渡制限付株式の払込金額は、その発行又は処分に係る当社取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値(同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値)を基礎として、当該譲渡制限付株式を引き受ける取締役に特に有利な金額とならない範囲で当社取締役会において決定します。また、上記金銭報酬債権は、当社の取締役(監査等委員である取締役および社外取締役を除く。)が、上記の現物出資に同意していること及び下記(3)に定める内容を含む業績連動型譲渡制限付株式割当契約を締結していることを条件として支給します。

初回の対象期間は、2024年1月1日から2024年12月31日までであり、各取締役は、当該対象期間に係る指標の達成度に応じて2025年5月に業績連動型譲渡制限付株式の割当てを受けます。以後、各事業年度について、これに対応する期間を新たな対象期間として業績連動型譲渡制限付株式の割当てを行うことができるものとします。

(2) 譲渡制限付株式の総数

各事業年度において当社の取締役(監査等委員である取締役および社外取締役を除く。) に対して割り当てる業績連動型譲渡制限付株式の総数の上限を、90万株とします。

ただし、本議案の決議の日以降、当社普通株式の株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む)又は株式併合が行われた場合その他これらの場合に準じて割り当てる譲渡制限付株式の総数の調整を必要とする場合には、当該譲渡制限付株式の総数を合理的に調整することができるものとします。

(3) 交付株式数の算定方法

業績連動型譲渡制限付株式の割当てに際し使用する各数値目標等、交付株式数の具体的な算定にあたり必要となる指標は、当社取締役会において決定します。

対象期間終了後、当該対象期間における当社の連結の売上高及び営業利益率等の業績その他の当社取締役会が定める指標の達成度に応じて、以下の計算式に基づき各取締役に交付する交付株式数を決定します(ただし、1株未満の端数が生じた場合には1株単位で切り上げるものとします。)。

各取締役に対して計算式に基づき算定される交付株式数に応じ、業績連動型譲渡制限付株式の割当てを行うことにより、上記の対象取締役に割り当てる業績連動型譲渡制限付株式の総数を超える場合または支給する金銭報酬債権の総額を超える場合には、当該総数および総額を超えない範囲で、各対象取締役に割り当てる業績連動型譲渡制限付株式の数および金銭報酬債権の額を、按分比例等の当社取締役会において定める合理的な方法により

調整するものとします。

各対象取締役に対する交付株式数

基準交付株式数(※1)×達成率(※2)

- ※1 各取締役の役位、職務等に応じ、当社取締役会において決定します。
- ※2 各対象期間の各数値目標等の達成率等に応じ、0~150%の範囲で当社取締役会において決定します。

(4) 交付要件

業績連動型譲渡制限付株式の割当ての対象となる職務執行期間(1月1日から12月31日までの期間)(以下、「対象職務執行期間」という)において、各対象取締役について以下の権利喪失事由が生じた場合には、当該対象取締役は業績連動型譲渡制限付株式を受ける権利を喪失し、当社は当該対象取締役に対して金銭報酬債権を支給せず、業績連動型譲渡制限付株式も交付しないものとします。

- ① 対象取締役が当社及び当社子会社の取締役、執行役員及び従業員のいずれの地位からも退任または退職したこと(ただし、退任または退職と同時にこれらの地位のいずれかに就任または再任する場合、任期満了その他取締役会が正当と認める理由または死亡による場合を除く。)
- ② 一定の非違行為があったこと
- ② 当社取締役会が定めたその他の事由に該当する事実があったこと

なお、対象職務執行期間中に、各対象取締役が、当社の取締役会が正当と認める理由により当社及び当社子会社の取締役の地位から退任し、当社及び当社子会社の取締役以外の地位で就任した場合は、当社及び当社子会社の取締役の地位にあった期間に応じて合理的に調整した数の業績連動型譲渡制限付株式を交付します。また、同期間中に、各対象取締役が任期満了その他取締役会が正当と認める理由もしくは死亡により当社及び当社子会社の取締役、執行役員及び従業員のいずれの地位からも退任もしくは退職した場合、または、当社が消滅会社となる合併契約その他の組織再編等がなされる場合は、業績連動型譲渡制限付株式に代えて、合理的に定める金銭を交付します。

(5) 業績連動型譲渡制限付株式割当契約の内容

業績連動型譲渡制限付株式の割当てに際し、当社取締役会決議に基づき、当社と業績連動型譲渡制限付株式の割当てを受ける取締役との間で締結する業績連動型譲渡制限付株式割当契約は、以下の内容を含むものとします。

① 譲渡制限の内容

業績連動型譲渡制限付株式の割当てを受けた取締役は、業績連動型譲渡制限付株式の 交付日から当社及び当社子会社の取締役、執行役員及び従業員のいずれの地位からも退任 又は退職するまでの間(以下、「譲渡制限期間」という)、当該業績連動型譲渡制限付株式 につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一 切の処分行為をすることができない。

② 業績連動型譲渡制限付株式の無償取得

当社は、業績連動型譲渡制限付株式の割当てを受けた取締役が、譲渡制限期間が満了する前に当社及び当社子会社の取締役、執行役員及び従業員のいずれの地位からも退任又は退職した場合には、当社取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、当該取締役に割

り当てられた業績連動型譲渡制限付株式(以下、「本割当株式」という)を当然に無償で取得する。

また、本割当株式のうち、上記①の譲渡制限期間が満了した時点において下記③の譲渡制限の解除事由の定めに基づき譲渡制限が解除されていないものがある場合には、当社はこれを当然に無償で取得する。

③ 譲渡制限の解除

当社は、業績連動型譲渡制限付株式の割当てを受けた取締役が、譲渡制限期間中、継続して、当社又は当社子会社の取締役、執行役員又は従業員のいずれかの地位にあったことを条件として、本割当株式の全部につき、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。

ただし、当該取締役が、当社取締役会が正当と認める理由により、譲渡制限期間が満了する前に当社及び当社子会社の取締役、執行役員及び従業員のいずれの地位からも退任又は退職した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。

④ 組織再編等における取扱い

当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会(ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会)で承認された場合には、当社取締役会決議により、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。

⑤ その他取締役会で定める内容

業績連動型譲渡制限付株式割当契約に係るその他内容については当社取締役会で定め、 当該事項を譲渡制限付株式割当契約の内容とする。

【ご参考】

1. 執行役員に対する譲渡制限付株式の割り当て

当社は、本株主総会終結の時以降、上記の業績連動型譲渡制限付株式と同様の業績連動型譲渡制限付株式を、当社の執行役員に対し、割り当てる予定です。

- 2. 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の内容及び決定方法
 - ・取締役の報酬について

当社は、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬等について、2020年3月27日開催の第66回定時株主総会において承認された報酬等の額(年額8億円以内)の範囲内で、会社の持続的な成長と企業価値の向上に対するインセンティブとなるような報酬体系とすることとし、その決定について、指名・報酬委員会の意見を尊重することにより、その公正性及び透明性を確保することを基本方針としております。この方針に従い、2024年度から役員報酬体系を以下のとおり改定いたします。

報酬等の種類		報酬等の内容	給付の
固定報酬	基本報酬 (単年度)	・各自のグレードごとに定めた報酬レンジの金 額を基準とし、マーケット相場や物価上昇率 等を考慮して、取締役会で決定する。	現金
変動報酬	業績連動賞与 (単年度)	・企業価値向上に対する短期インセンティブ ・個人の業績指標(営業利益率・売上高)およ び個人の目標達成率に応じて支給する。 ※個人の目標達成率が一定の基準を下回った場 合は不支給 ・上記の業績連動賞与とは別に、取締役会が設 定した基準(資本コストのターゲットを上 回る連結税後利益、かつ、前年度を上回る 連結営業利益)を達成した場合、その利益 の一部を還元するプロフィットシェア型賞 与を支給する。	現金
	譲渡制限付株式報酬(中長期)	・会社の成長と企業価値向上への貢献意欲の向上に対する中長期インセンティブ ・実績(営業利益率・売上高・ROA)の目標達成率に応じて支給 ・業績目標の達成度に応じた数の株式に、役員退任までの譲渡制限期間を設けたものを割り当てる ・単年度の業績目標の達成率に応じて、譲渡制限期間満了後に実際に取得できる株式数を決定 に関連を表してある。 ・単標達成率が一定の基準を下回った場合は、株式の割当てを行わない	株式

⁽注)本制度の改定については、2024年3月22日開催予定の第70回定時株主総会にて承認可決されることを条件といたします。